



九州ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和8年5月7日

九州ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、九州ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

【九州ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	インフルエンザウイルス抗原定性と同様に、インフルエンザの診断における「内視鏡用テレスコープを用いた咽頭画像等解析」の算定は1エピソード1回まで認められる。 なお、2回以上実施する場合は必要理由の記載内容により医学的判断とする。	本検査のインフルエンザ診断は高い診断精度となっており、原則、1エピソード1回の算定が妥当であるが、発症早期等には陽性化しないことがあるため、2回以上実施する場合は必要理由の記載を求めると判断した。	適用年月 令和8年8月診療分

本件に関する問合せ先

九州審査事務センター

外科・混合審査室小児・産婦人科審査課(TEL:092-233-6827) (花島)